

令和6年度歳末たすけあい要援護世帯援護金配分事業要綱

取手市社会福祉協議会では歳末たすけあい募金の中から、以下の要件①と要件②の2つの要件を満たした方を対象に援護金を配分いたします。**(重複した場合はいずれか一つの配分となります。ご了承ください。)**

要件① 取手市に居住し、世帯全員が令和6年度の住民税非課税の世帯

要件② 在宅で次のいずれかに該当する世帯（※生活保護を受給している方は対象となりません。）

・ひとり親家庭

18歳未満の子、もしくは高校、大学等の学校に通う子がいるひとり親家庭

・重度障害者の方、又は重度障害者を介護する世帯

身体障害者1級・2級

療育手帳 ㊤、A

精神障害保健福祉手帳 1級

(※いずれも施設などに入所された場合は対象となりません。)

・要介護4以上の方、又は要介護4以上の方を介護する世帯

(※老人ホームなどに入所された場合は対象となりません。)

<配分金額> 配分額決定後、通知いたします。昨年度は1世帯あたり40,000円を配分いたしました。

<提出書類> 歳末要援護世帯援護金配分申請書(様式第1号) **必須**

・同居者非課税証明書(様式第2号) **必須**

・世帯全員の記載されている住民票(謄本) **必須**

・重度障害者で申請する場合には障害者手帳等の写し
(障害の程度が掲載されているページ)

・要介護4以上で申請する場合には介護保険被保険者証の写し
(介護度が掲載されているページ)



申請区分	申請書 (様式第1号)	同居者非課税 証明書 (様式第2号)	住民票(謄本) ※世帯全員が記載 された住民票	手帳等のコピー
ひとり親家庭	○	○	○	×
重度障害者	○	○	○	○
要介護4以上	○	○	○	○

※市窓口で同居者非課税証明書を作成してもらった後に住民票(謄本)を発行してください

<申請期間>

上記提出書類を令和6年11月15日(金)~令和6年11月29日(金)までに

取手市社会福祉協議会までご持参いただくか郵送してください。(締め切り厳守・必着)

<申請書の配布先及び提出先>

取手市社会福祉協議会

〒302-0021 取手市寺田 5144-3(取手市役所敷地内) TEL:0297-74-9110

取手市社会福祉協議会藤代支所

〒300-1512 取手市藤代 700(取手市役所藤代庁舎2階) TEL:0297-83-7341

※取手市社会福祉協議会ホームページにて要綱及び様式第1号、様式第2号を掲載しております。各様式をプリントアウトし、上記提出先までご提出ください。



社協ホームページ QR コード

<配分について>

申請書に指定された口座に12月下旬(予定)にお振込みいたします。

裏面に詳細と注意事項があります

※同居者非課税証明書(様式第2号)について

必要事項を記入後、取手市役所本庁舎課税課、藤代庁舎総合窓口課、取手支所、駅前窓口のいずれかの窓口にお持ちいただき、そこで渡される「税務諸証明交付申請書」に記入の上、同居者非課税証明書(様式第2号)に証明印を押印してもらってください。

世帯全員が非課税であれば(通常は一人1通の発行となり、人数×300円かかりますが)、様式第2号で1通300円で手続きをしていただけます。

※住民票(謄本)

同居者非課税証明書の発行できない方(住民税課税の方のいる世帯)は配分対象となりませんので、同居者非課税証明書で証明を受けた後、家族全員の住民票(謄本)を発行してもらってください。(300円)

申請にあたっての注意事項とお願い

・この事業は、「取手市に居住し、世帯全員の方が住民税非課税である世帯が対象です。また、生活保護を受給している世帯や施設に入所なさっている方は対象となりません。

・申請期間は令和6年11月15日(金)～令和6年11月29日(金)必着です。市役所での非課税証明の手続きや住民票(謄本)の発行などで窓口に行かれるのはその期間内にお願いします。